

3章 景観形成基準の例

商業地、住宅地、工業地、その他の特性のある地域について、景観形成基準の代表的な事例と具体的な数値や名称などで定めた事例を紹介します。

ほとんどの事例で設定されている色彩基準については、基準の考え方や基準例を[5]にまとめました。
 ※本資料集は、主に建築物に関する景観形成基準の事例をまとめています。

1 商業地における景観形成基準の例



幕張新都心（千葉市）

2 住宅地における景観形成基準の例



地区計画のある住宅地（印西市）

3 工業地における景観形成基準の例



臨海工業地帯（市原市）

4 地域特性を活かした景観形成基準の例



門前町の街並み（成田市）

5 色彩に関する景観形成基準の例

〈地域区分の例〉

地域区分		対象とする地域の例
商業地	商業・業務地	● 駅周辺などで、大規模な商業施設や事業所ビル等が立地する地域
	商店街	● 日常生活圏を対象とした小規模店舗から構成される商店街
	沿道型商業地	● 幹線道路沿道など大規模な商業施設等が連なる地域
住宅地	低層住宅地	● 戸建ての低層住宅を中心とする住宅地
	中高層住宅地	● 中高層の集合住宅等を中心とする住宅地
	複合市街地	● 住宅と商業・業務施設や工業施設等が混在する地域
	集落地	● 海辺や田園などの自然環境を基調として住宅が集まる集落
工業地		● 臨海部や内陸の工場や事業所などの産業施設が集積する地域
地域特性活用	歴史的街並み	● 歴史的資源を核とするなど歴史的な建築物が残る街並み
	自然景観地	● 海辺や河川、山林、田園などの自然景観を基調とする地域

1

商業地における景観形成基準の例

●商業地全般の景観形成基準設定の傾向や留意点

- ・景観形成の目的・方針 : にぎわいや品格のある商業地の形成などが目的とされています。
駅周辺などの中心市街地では、地域の顔として位置づけた景観形成を目的としている傾向があります。また、沿道における商業地の場合、「周辺の景観をこわさないようにすること」も目的としている事例がみられます。
- ・誘導を図る対象施設 : 大規模商業施設、小規模店舗、事業所ビル 等
- ・特に考慮すべき誘導項目 : 協調性やにぎわいのある街並みを創出するために、建築物の色彩や配置・規模等に関する誘導項目が多く設けられています。また、歩行者空間の確保やうるおいの創出のために、壁面の配置・規模や植栽等についての誘導項目が多く設けられています。

●主な景観形成基準の設定項目

地域区分		商業地全般	商業・業務地	商店街	沿道型商業地
箇所・要素	商業地全般				
	沿道型商業地				
建築物全般	配置・規模	◎	◎	◎	◎
	形態	○	○	○	○
	意匠	○	○	○	○
	色彩	◎	◎	◎	◎
	素材			◎	
屋根・屋上	高さ			○	
	壁面	○	○	◎	○
庇・軒					
付帯施設	屋外設備	◎	◎	◎	◎
	屋外階段、バルコニー等		○	○	○
	屋外広告物				○
外構	植栽	◎	◎	◎	◎
	オープンスペース	○	○		◎
	駐車場	○	◎		○
	塀・門	○	○		○
夜間照明		○	◎	○	○

◎：多くの地域で設定されている代表的な基準項目、○：次いで多くの地域で設定されている基準項目

●商業地における代表的な景観形成基準

＜建築物の配置・規模＞

- 周辺景観との調和に配慮した配置・規模とする。

＜壁面の配置・規模＞

- 街並みに配慮した壁面の位置とする。

＜屋外設備の配置・規模＞

- 屋外設備は周囲から目立たないような工夫をする。

＜植栽の配置・規模＞

- 敷地境界部分の緑化を行う。

●商業・業務地の景観形成基準設定の傾向

- ・地域の顔となるような商業・業務地では、にぎわいやうるおいの感じられる景観形成を図るために、壁面後退による歩行者空間の創出や道路に面する部分での植栽などの基準が多く設けられています。

●代表的な景観形成基準

＜建築物の配置・規模＞

- 地域の顔となるような魅力ある街並みの形成に配慮した建築物の配置とする。

＜壁面の配置・規模＞

- 街並みの連続性を阻害しないように、壁面の位置を配慮する。

＜屋外設備の配置・規模＞

- 屋外設備は道路から見えにくい位置に設置するか、囲いやルーバー等で覆うなど目立たない工夫をする。

＜植栽の配置・規模＞

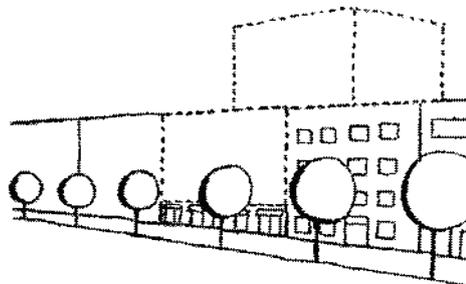
- 道路からの見え方に配慮して、道路に面する部分に植栽を行う。

＜駐車場の緑化＞

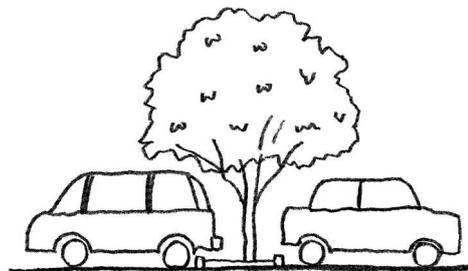
- 駐車場は植栽などにより内部が見えにくくするなどして、歩行者空間に配慮する。

＜夜間照明＞

- 夜間照明は、夜のにぎわいを演出するようなものとする。ただし、閃光を発するものや点滅するものなどの過度な照明は避ける。



街並みに配慮した壁面の位置や高さ



駐車場は植栽などにより歩行者空間に配慮する

さらに地域の特徴を活かした誘導を行う

景観形成重点地区では、具体的な基準を定める事例が多くあります。特に、建築物の配置・規模などに関する事例が多くみられます。

●具体的な景観形成基準（事例）

- **【建築物の配置・規模】** 道路の幅員とバランスの取れた建築物の規模・配置の関係（建築物高さ＝H・道路幅員＝D とした場合、D/H＝1程度）（鎌倉市：大船地域まち並み型商業地区域）
- **【建築物の意匠】** 基壇部（地上から高さ15m以下の部分）は旧レンガ倉庫のイメージを踏襲したデザインとし、ひだ、回廊などを用いて奥行きを感じられる多様な表情をつくる。（川崎市：川崎駅西口大宮町地区※）
- **【庇・軒の位置・高さ】** 日除け又は風除けを設置する場合は、建築物の敷地内とする。ただし、歩道状空地に突出する場合は、巻き上げ式とし、最下端の高さは路面から2.5メートル以上とする。（藤沢市：湘南C-X（シークロス）特別景観形成地区※）
- **【駐車場の緑化】** 場内においては、緑化ブロック等や中高木の緑化によるうるおいづくりに努める。植栽については、茅ヶ崎市が定める推奨樹木や環境になじむ樹木を選定するよう努める。（茅ヶ崎市：茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区商業街区※）
- **【夜間照明】** ショーウィンドウや建築物のライトアップなど、閉店時や夜間の景観の賑わいを演出するよう配慮する。（牛久市：牛久駅周辺地区※）

※景観形成重点地区

商店街における景観形成基準の例

日常生活圏を対象とした小規模店舗から構成される商店街など

●商店街の景観形成基準設定の傾向

- ・小規模な店舗等で構成される商店街では、ゆとりある歩行者空間を創出するための壁面の配置や、街並みに配慮した建築物の配置・規模、素材等の基準が多く設けられています。

●代表的な景観形成基準

◀建築物の配置・規模▶

- 建築物の規模は中層以下とし、既存の商店街の街並みに配慮する。

◀建築物の素材▶

- 建築物は、地域の伝統に配慮して、自然素材や伝統素材等を使用する。
- 経年変化によって美しさが損なわれず、維持管理もしやすい素材を用いる。

◀壁面の配置・規模▶

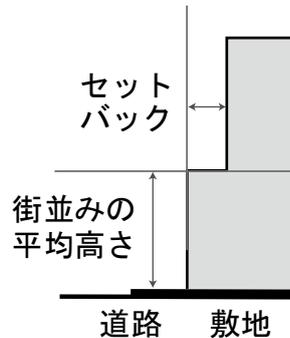
- 壁面を道路から後退させるなどして、ゆとりの感じられる歩行者空間の創出に配慮する。

◀屋外設備の配置・規模▶

- 屋外設備は道路から見えにくい位置に設置するなど、目立たない工夫をする。

◀植栽の配置・規模▶

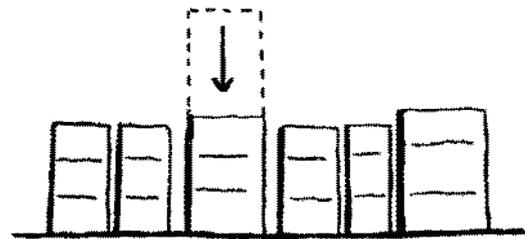
- 店先や交差点などに植栽を行い、にぎわいのある空間を演出する。



周囲の街並みの高さに配慮する
壁面を後退させるなど
圧迫感を軽減する
(秩父市景観計画を参考に作成)



店先や交差点などの植栽による街並みの演出



建築物の規模は既存の街並みに配慮する

さらに地域の特徴を活かした誘導を行う

景観形成重点地区では、具体的な基準を定める事例が多くあります。特に、壁面の配置・規模などに関する事例が多くみられます。

●具体的な景観形成基準（事例）

- **【建築物の意匠】** 1・2階部分の意匠は、歴史ある商店街のまち並みの個性を維持・育成するため、近代の看板建築や出し桁造り等の伝統的な意匠の継承等に配慮する。（鎌倉市：由比ガ浜中央地区※）
- **【建築物の素材】** 建築物の低層部（2階以下）は、天然石・人造石・擬石状タイル等の石肌及び木質肌の感触を持つ仕上げとするよう努める。また、金色・銀色・ミラー等の光を反射する材料は原則として使用しない。（藤沢市：すばな通り地区景観形成地区※）
- **【建築物の高さ】** 建築物及び工作物の高さは、14m以下とする。（富岡市：富岡製糸場周辺地区※）
- **【壁面の配置・規模】** 豊かな広がりのある歩行者空間を確保するため、計画図に壁面の位置の制限が表示された箇所については、計画図に示すところから従い建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離を、1階部分は1.0メートル以上とする。上記以外の部分については、1.0メートルの壁面後退をするよう努める。（藤沢市：湘南辻堂景観形成地区※）

※景観形成重点地区

●沿道型商業地の景観形成基準設定の傾向

・幹線道路等の沿道では、長大で単調な壁面を伴う建築物で、屋外設備や屋外広告物等により煩雑になりがちなため、建築物の壁面の配置・規模や屋外設備の形態、植栽等の基準が多く設けられています。

●代表的な景観形成基準

《建築物の配置・規模》

- 建築物は、街並みの連続性に配慮し、沿道からの眺めを妨げない建築物の配置とする。

《壁面の配置・規模》

- 長大な壁面を避け、沿道からの眺望やゆとりある空間の妨げにならないようにする。

《屋外設備の形態》

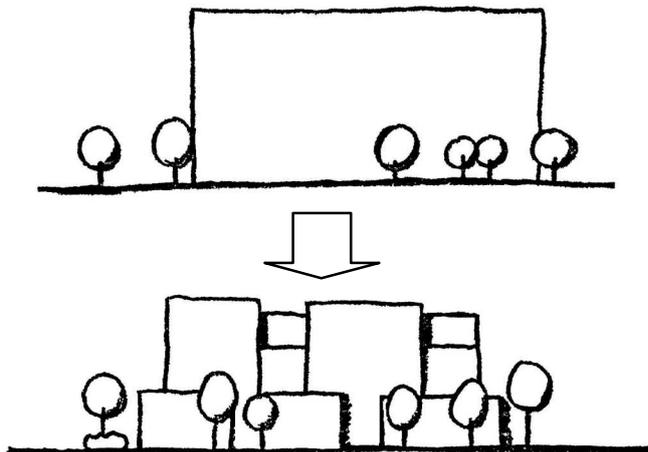
- 屋外設備は囲いを設けるなど、道路から見えないように配慮する。

《植栽の配置・規模》

- 道路際は高木を中心に配置するなど、沿道の歩行者空間に配慮する。

《オープンスペースの配置・規模》

- 道路に面するところに、オープンスペースを設け、隣接するオープンスペースと連続性をもたせる。



長大な壁面を避けて適度に分節するなど
圧迫感を軽減する



道路際に植栽を行い、駐車場を修景するとともに、
道路の植栽の連続性を確保

さらに地域の特徴を活かした誘導を行う

景観形成重点地区では、具体的な基準を定める事例が多くあります。特に、壁面の配置・規模などに関する事例が多くみられます。

●具体的な景観形成基準（事例）

- **【壁面の配置・規模】** 景観重要道路に接した敷地にある建築物又は工作物等は、道路境界線より 1.5 m以上後退する（茅ヶ崎市：茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区東海道街区※）
- **【壁面の配置・規模】** 連続的に映し出されるまちなみと表情を変える赤城山等の眺めからなる道路景観を保全する。（前橋市：都市軸）
- **【植栽の配置・規模】** 高さ 1.5m以上の生垣状・並木状の植栽とする。（茅ヶ崎市：茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区東海道街区※）

※景観形成重点地区

●住宅地全般の景観形成基準設定の傾向や留意点

- ・景観形成の目的・方針 : 周辺と調和した落ち着いた落ち着きやゆとりのある住宅地の景観形成などが目的とされています。戸建住宅中心の低層住宅地などでは、落ち着いた街並みの形成を目的としている傾向があります。また、中高層住宅地においては、周辺に対しての圧迫感の軽減を目的としている傾向がみられます。
- ・誘導を図る対象施設 : 戸建住宅、集合住宅 等
- ・特に考慮すべき誘導項目 : 落ち着いた街並みの形成のために、建築物の配置・規模や色彩等に関する誘導項目が多く設けられています。また、周辺への圧迫感を軽減するために、壁面の配置・規模、植栽や塀・門等の外構等についての誘導項目が多く設けられています。

●主な景観形成基準の設定項目

地域区分		住宅地全般	低層住宅地	中高層住宅地	複合市街地	集落地
箇所・要素	配置・規模	◎	◎	○	○	○
	形態	○	○		◎	
	意匠	○	○	○	○	
	色彩	◎	◎	◎	◎	◎
	素材		○			
	高さ					
屋根・屋上		◎	◎	○	○	◎
壁面		◎	◎	◎	◎	◎
庇・軒						
付帯施設	屋外設備	◎	◎	◎	◎	◎
	屋外階段、バルコニー等		○	○	○	
	屋外広告物					
外構	植栽	◎	◎	◎	◎	○
	オープンスペース		○	○	○	○
	駐車場	○	○	◎	○	○
	塀・門	◎	◎	○	○	○
夜間照明			○	○		○

◎：多くの地域で設定されている代表的な基準項目、○：次いで多くの地域で設定されている基準項目

●住宅地における代表的な景観形成基準

《建築物の配置・規模》

- 周辺景観との調和に配慮した配置・規模とする。

《屋根・屋上の形態》

- 周辺景観と調和する屋根形状とする。

《壁面の配置・規模》

- 街並みの連続性に配慮した壁面の位置とする。

《屋外設備の配置・規模》

- 屋外設備は周囲から目立たないような工夫を施す。

《植栽の配置・規模》

- 敷地内や敷地境界部分の緑化を行う。

《塀・門の配置・規模》

- 道路に面する塀・門などは周辺景観に配慮して、生け垣や緑化を行う。

●低層住宅地の景観形成基準設定の傾向

- ・戸建住宅を中心とした低層住宅地では、街並みと調和を図るために建築物の配置・規模や屋根の形態のほか、建築物外構の植栽等に関する基準が多く設けられています。

●代表的な景観形成基準

＜建築物の配置・規模＞

- 歩行者にとってゆとりのある空間を創出するような建築物の配置とする。

＜屋根・屋上の形態＞

- 屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺景観との調和に配慮する。

＜壁面の配置・規模＞

- 壁面の位置を揃えるなど、街並みの連続性に配慮する。
- 壁面を道路から後退させるなど、歩行者への圧迫感を軽減する。

＜屋外設備の配置・規模＞

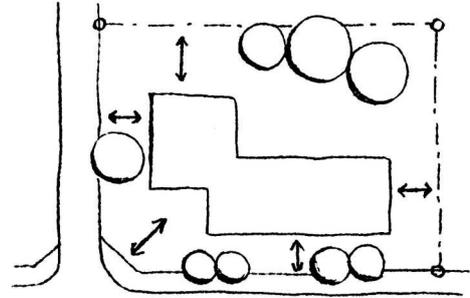
- 屋外設備は道路から見えにくい位置に設置する。

＜植栽の配置・規模＞

- 既存の樹木を活用しつつ、人の視線を集めやすい場所などにシンボルツリーを配置するなど街並みの演出を行う。

＜塀・門の緑化＞

- 道路に面する部分の塀、柵、門扉などは、生け垣や緑化するなどして歩行者空間に配慮する。



壁面を道路から後退させるなど、周囲に対してゆとりのある配置とする



街並みの連続性に配慮した形態や植栽 (流山市)

さらに地域の特徴を活かした誘導を行う

景観形成重点地区では、具体的な基準を定める事例が多くあります。特に、屋根・屋上の形態などに関する事例が多くみられます。

●具体的な景観形成基準（事例）

- **【屋根・屋上の形態】** 勾配は2/10以上とする。(那須町：那須街道周辺地区※)
- **【壁面の配置・規模】** 建築物の壁面の位置は、前面道路の境界線からの後退距離を1.5m以上、隣地境界線からの後退距離を0.7m以上とする。(大磯町：高麗山公園周辺※)
- **【植栽の配置・規模】** 緑地面積の敷地面積に対する割合(緑化率)を5%以上確保することとする。(宇都宮市：中里原地区※)
- **【塀・門の緑化】** グリーンネットワークの対象道路に面する部分では、新町地域のグリーンネットワークの実現のため、生け垣や植栽などを1m幅以上を標準として配置し、連続した緑化を行う。(浦安市：戸建て住宅)
- **【塀の位置・高さ】** 道路に面して塀を設ける場合は、防災・防犯に配慮し、見透かすことのできない素材(石塀、ブロック等)の場合は、その高さを1.0m以下とする(生け垣、板塀、金網フェンス等についてはこの限りではない)。(湯河原町：景観まちづくり推進地区※)

※景観形成重点地区

●中高層住宅地の景観形成基準設定の傾向

- ・集合住宅を中心とした中高層住宅地では、周辺への圧迫感を軽減させるために、建築物や壁面の配置・規模に関する基準や、外構の植栽や駐車場等に関する基準が多く設けられています。

●代表的な景観形成基準

◀壁面の配置・規模▶

- 長大な壁面を避けるなど、圧迫感を軽減を図り、街並みに配慮する。

◀屋外設備の配置・規模▶

- 屋上や外壁等に設置される屋外設備はできるだけ道路から見えにくい位置に配置するなどし、特に屋上や高層階の設備に留意する。やむを得ない場合には、囲いやルーバー等で覆うなど工夫をする。

◀植栽の配置・規模▶

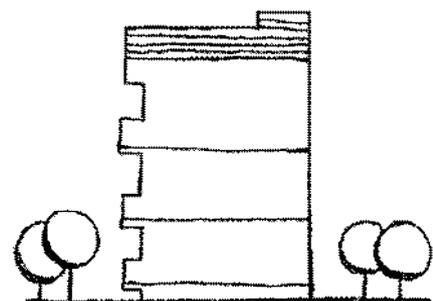
- 隣地との境界部分に空間を設けて緑化を行うなど街並みに配慮する。

◀駐車場の配置・規模▶

- 駐車場は道路から見えにくい配置とするなど、街並みの連続性に配慮する。



壁面の素材の変化や凹凸などで壁面に変化をつける（出典：柏市景観計画）



屋外設備は建築物と一体的にデザインする

さらに地域の特徴を活かした誘導を行う

景観形成重点地区では、具体的な基準を定める事例が多くあります。特に、屋外設備の配置・規模などに関する事例が多くみられます。

●具体的な景観形成基準（事例）

- **【建築物の素材】** 汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用すること。中高層建築物の低層部は、自然素材やレンガなどの材料を用いて、素材感を出すよう努めること。（高崎市：住宅地域）
- **【屋外設備の配置・規模】** 高さが31mを超える建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど、「眺望の視点場」又は当該建築物の敷地の周辺の道路から容易に望めない形態意匠とするものとする。（横浜市：関内地区※）
- **【オープンスペース】** 通りに面した公園・広場や歩行者空間は、歩道と一体的な空間となるよう、レベルや仕上げの協調に努める。また、セットバックにより創出した空間には、ピオトープ空間の設置など、地区全体の環境の向上に努める。（鎌倉市：中高層住宅地区域）
- **【オープンスペース】** 空の広がりの感じられるゆとりのある空間を継承するため環境空地率を住宅地区①は40%、住宅地区②は30%、住宅地区③、公共公益施設用地、商業施設用地は20%とする。（茅ヶ崎市：浜見平特別景観まちづくり地区※）

※景観形成重点地区

●複合市街地の景観形成基準設定の傾向

- ・土地利用が混在する複合市街地では、住宅や商業施設、工業施設等の建築物の調和のとれた景観を創出するため、壁面の配置・規模や建築物の形態、外構等に関する基準が多く設けられています。

●代表的な景観形成基準

＜建築物の形態＞

- 隣接する建築物等や周辺景観と調和のとれた形態意匠とする。
- 良好な住環境を保全・育成するため、暮らしの場である住宅地の落ち着きを損なうことのない建築物の形態意匠とする。

＜壁面の配置・規模＞

- 壁面の位置を揃えたり適切な隣棟間隔を確保するなど、街並みの連続性に配慮する。

＜屋外設備の形態＞

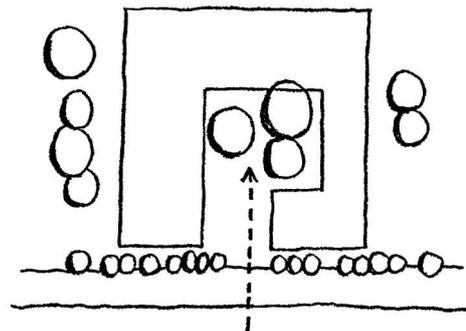
- 屋外設備は道路から目立たないように、囲いや緑化するなどの工夫をする。

＜植栽の配置・規模＞

- 道路に面する部分では、植栽するなどして、緑が連なり、落ち着きのある空間を創出する。
- 地域の特性にあう樹種や花種を用いて植栽するなど、周辺景観との調和に配慮する。



建築物のファサード（特に低層階）は街並みの連続性に配慮する



道路に面する部分や敷地内の植栽

さらに地域の特徴を活かした誘導を行う

景観形成重点地区では、具体的な基準を定める事例が多くあります。特に、建築物の形態意匠などに関する事例が多くみられます。

●具体的な景観形成基準（事例）

- **【建築物の意匠】** 複合市街地等の商店街や商業地の建築物等は、接道部の緑化のほか、道路と一体的な買い物空間が形成されている場合は、建物正面に人を招き入れるような意匠を施すなどにより、低層部のにぎわいの創出などに努める。（前橋市：住宅地区（既成市街地））
- **【建築物の素材】** 表面に着色を施していない木材、石材、金属板等の素材は、その素材の持ち味を活かす。（流山市：複合市街地）
- **【壁面の配置・規模】** 大規模な敷地に建築物を建てる場合、ゆとりある空間を活かし、敷地の一部の公開や敷地境界線から建築物の壁面の位置を後退することにより、歩行者空間の拡充を図る。（墨田区：新タワーへの眺望軸・景観ネットワーク）
- **【植栽の配置・規模】** クロマツ等、湘南の海浜風致になじむ樹種による敷地内緑化を行う。（鎌倉市：海浜住商複合地区）
- **【植栽の配置・規模】** 緑化に当たっては、武蔵野の緑又は多摩川周辺に適した樹種を選定し、周辺の景観と調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。（府中市：多摩川沿川※）

※景観形成重点地区

集落地における景観形成基準の例

海辺や田園などの自然環境を基調として住宅が集まる集落

●集落地の景観形成基準設定の傾向

- ・郊外の集落地では、街並みや自然景観に配慮した壁面の位置や屋根の形状等に関する基準が多く設けられているほか、周辺と調和するような色彩や昔ながらの素材を活用する等の基準設定もみられます。

●代表的な景観形成基準

《屋根・屋上の形態》

- 屋根の形状は勾配屋根とするなど、周辺の美しい田園景観や山並みとの調和に配慮する。

《壁面の配置・規模》

- 壁面の位置を揃えたり壁面を道路から後退させるなど、街並みに配慮する。

《屋外設備の配置・規模》

- 屋外設備はできるだけ道路から見えにくい場所に設置するなど、目立たない工夫をする。

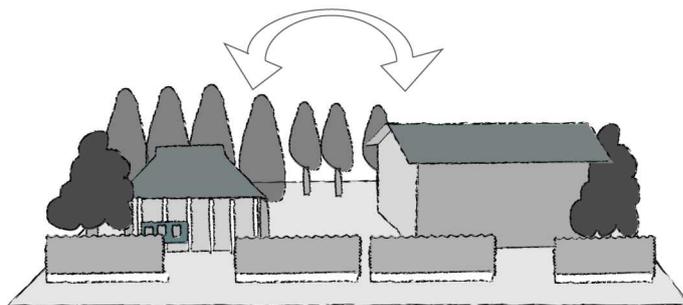
《塀・門の配置・規模》

- 道路に面する部分の塀、柵、植栽等については、隣接する敷地や沿道の街並み、みどりの連続性に配慮する。



山並みと調和する勾配屋根
(秩父市景観計画を参考に作成)

建物の素材や色彩の協調



生垣や石垣などの敷き際の連続性の維持
(柏市景観計画を参考に作成)

さらに地域の特徴を活かした誘導を行う

景観形成重点地区では、具体的な基準を定める事例が多くあります。特に、屋根・屋上の形態や壁面の配置・規模などに関する事例が多くみられます。

●具体的な景観形成基準（事例）

- **【屋根・屋上の形態】** 屋根は切妻又は寄棟等の勾配屋根とすること。（日光市：東町地区※）
- **【壁面の配置・規模】** 歩行者への圧迫感を軽減するため、建築物の壁面は、道路境界線から1m以上後退する。（牛久市：結束地区※）
- **【屋外設備の配置・規模】** アンテナ等は積極的に共同化を図ります。（八潮市：北部地域）
- **【外構の素材・意匠】** 敷地の利用方法の維持、生け垣や昔ながらの素材や意匠を積極的に用いるなど、受け継がれてきたまち並みの作法を継承する。（柏市：自然田園系地域）

※景観形成重点地区

3

工業地における景観形成基準の例

●工業地全般の景観形成基準設定の傾向や留意点

- ・景観形成の目的・方針：周辺景観と調和した活力のある工業地景観の形成などが目的とされています。周辺景観への配慮に加えて、自然環境への配慮として敷地内や外周の緑化を目的としている傾向があります。
- ・誘導を図る対象施設：工場、事業所 等
- ・特に考慮すべき誘導項目：工業地の街並みの圧迫感を軽減するために、建築物の色彩や壁面の配置・規模、塀等の素材等についての誘導項目が多く設けられています。また、植栽や駐車場の配置・規模についての誘導項目も多く設けられています。

●主な景観形成基準の設定項目

地域区分		工業地全般
箇所・要素		
建築物全般	配置・規模	○
	形態	○
	意匠	○
	色彩	◎
	素材	
屋根・屋上		○
	壁面	◎
庇・軒		
付帯施設	屋外設備	◎
	屋外階段、バルコニー等	○
	屋外広告物	
外構	植栽	◎
	オープンスペース	○
	駐車場	◎
	塀・門	◎
夜間照明		○

◎：多くの地域で設定されている代表的な基準項目

○：次いで多くの地域で設定されている基準項目

●代表的な景観形成基準

◀壁面の配置・規模▶

- 壁面の位置は、海や空の開放感を阻害しないように工夫する。
- 外壁は長大な壁面を避け適度な分節を行うなど、圧迫感を軽減する。

◀屋外設備の配置・規模▶

- 屋外設備等はできるだけ道路から見えにくい位置に設置したり、やむを得ない場合には、囲いやルーバー等で覆うなど目立たない工夫をする。

◀植栽の配置・規模▶

- 道路に面する部分では緑化を行い、開放的で明るい印象を与えるよう配慮する。

◀駐車場の配置・規模▶

- 駐車場は道路から目立たない場所に配置したり、大型の駐車場などは敷地際の修景等に配慮する。

◀塀・門の配置・規模▶

- 塀や柵を設置する場合には、道路などに面する敷地境界からできる限り後退し、自然素材を用いるなど圧迫感や閉鎖感を軽減する。

◀夜間照明▶

- 閃光を発するものや点滅するものなど、過度に明るい照明の使用は避ける。

さらに地域の特徴を活かした誘導を行う

●具体的な景観形成基準（事例）

- **【屋根の色彩】**陸屋根とする場合は、屋上面の色彩が周囲の家並みから突出しないよう配慮する。（松戸市：工業系市街地）
- **【壁面の配置・規模】**建築物の壁面の位置は、前面道路の境界線からの後退距離を1.5m以上とする。（大磯町：工業・流通業務地区）
- **【屋外設備の配置・規模】**アンテナ等は積極的に共同化を図る。（八潮市：工業地）
- **【植栽の配置・規模】**緑化に当たっては、海辺の環境に配慮した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。（江東区：臨海景観基本軸）
- **【塀の素材】**通り沿いや水辺沿いの塀・さくの構造は、生け垣、板塀などうまいや風格のあるものを基本とし、ブロック塀、ネットフェンス、アルミフェンスは極力避ける。（浦安市：工業ゾーン）

●歴史的街並みの景観形成基準設定の傾向や留意点

- ・景観形成の目的・方針：歴史的資源を活かした街並みの形成などが目的とされています。
- ・特に考慮すべき誘導項目：歴史的建造物が残る街並みでは、歴史的な形態意匠を継承したり、勾配屋根とするなど、既存の街並みと協調を図る基準が多く設けられています。そのほかには、街並みに配慮した建築物の高さに関する基準もみられます。

●代表的な景観形成基準

《建築物の配置・規模》

- 地域に残る歴史的資源に配慮し、街並みと協調した建築物の配置や規模とする。

《建築物の形態》

- 周辺の歴史的資源との調和に配慮した落ち着いた形態とする。

《建築物の高さ》

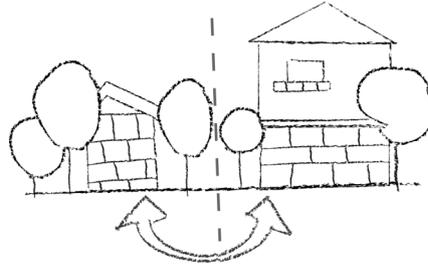
- 歴史的な建造物との調和に配慮し街並みから突出しない建築物の高さとする。

《壁面の配置・規模》

- 隣接する建築物を考慮した壁面の位置とするなど、街並みの連続性に配慮する。
- 長大な壁面を避け、適度に分節するなど圧迫感を軽減する。

《屋外設備の形態》

- 屋外設備は建築物と一体的に計画したり、目隠しなどにより、目立たないように配慮する。



緑の配置や建築物等の形態意匠などを周辺の歴史的資源と調和させる
(柏市景観計画を参考に作成)



歴史的な街並みに配慮した建築物（香取市佐原）

●主な景観形成基準の設定項目

地域区分		歴史的街並み
箇所・要素		
建築物全般	配置・規模	◎
	形態	◎
	意匠	○
	色彩	◎
	素材	◎
屋根・屋上	高さ	◎
		○
壁面		◎
庇・軒		
付帯施設	屋外設備	◎
	屋外階段、バルコニー等	
	屋外広告物	○
外構	植栽	○
	オープンスペース	
	駐車場	
	塀・門	○
夜間照明		○

◎：多くの地域で設定されている代表的な基準項目
○：次いで多くの地域で設定されている基準項目

さらに地域の特徴を活かした誘導を行う

景観形成重点地区では、具体的な基準を定める事例が多くあります。特に、建築物の高さなどに関する事例が多くみられます。

●具体的な景観形成基準（事例）

- 【建築物の形態】路地沿いでは、和の風情に配慮した形態意匠とする。（新宿区：粹なまち神楽坂地区※）
- 【建築物の形態・素材・色彩】和風を基調とし、その形態、材料及び色彩が周囲の景観と調和のとれたものとする（日光市：東町地区・西町地区※）
- 【建築物の高さ】建築物の高さの最高限度は、10mとする（座間市：鈴鹿長宿特定景観計画地区※）

※景観形成重点地区

●自然景観地の景観形成基準設定の傾向や留意点

- ・景観形成の目的・方針：自然景観の保全や自然と調和した街並みの形成を目的としています。
- ・特に考慮すべき誘導項目：海岸・河川沿い、田園、山林・丘陵地、里山などを基調とした自然景観地では、自然景観への眺望に配慮した壁面の配置・規模や、自然と調和を図る植栽等の基準が多く設けられています。

●代表的な景観形成基準

《屋根・屋上の形態》

- 周辺の山並みや地形の起伏等を考慮して、屋根の形状を勾配屋根とするなど、周辺景観に配慮した形態とする。

《壁面の配置・規模》

- 長大な壁面を避け、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する。

《屋外設備の配置・規模》

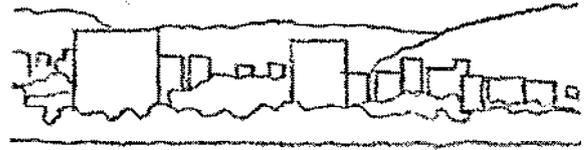
- 屋外設備は、道路や海辺、河川から見えにくい位置に配置したり、目隠しをするなど、周辺の自然景観や田園景観から目立たないように適切に修景する。

《植栽の配置・規模》

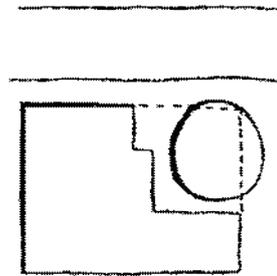
- 既存の緑地や樹木の保全に努め、また、道路や水辺に面する部分は緑化するなど自然景観に配慮する。

《塀・門の配置・規模》

- 塀や擁壁は、自然素材の使用、緑化のほか、高さをおさえるなどで圧迫感を軽減させ周辺との調和を図る。



長大な壁面を避けて山並み等への眺望を確保する



敷地内の既存の樹木の保全に努める

●主な景観形成基準の設定項目

地域区分		自然景観地
箇所・要素		
建築物全般	配置・規模	○
	形態	○
	意匠	○
	色彩	◎
	素材	
	高さ	
屋根・屋上		◎
壁面		◎
庇・軒		
付帯施設	屋外設備	◎
	屋外階段、バルコニー等	
	屋外広告物	
外構	植栽	◎
	オープンスペース	
	駐車場	
	塀・門	○
夜間照明		

◎：多くの地域で設定されている代表的な基準項目

○：次いで多くの地域で設定されている基準項目

さらに地域の特徴を活かした誘導を行う

景観形成重点地区では、具体的な基準を定める事例が多くあります。特に、屋根の形状や植栽などに関する事例が多くみられます。

●具体的な景観形成基準（事例）

- **【屋根・屋上の形態】** 屋根は、切妻、寄棟、入母屋等の勾配を有する伝統的な形状とし、その勾配は、10分の3以上10分の7以下とする。ただし、まち並みに調和すると認められる場合は、この限りでない。（藤沢市：江の島特別景観形成地区※）
- **【植栽の配置・規模】** 被覆されていない土地の確保や雨水の地下浸透などにより、樹木の良好な生育環境づくりをすること。（我孫子市：手賀沼ふれあいライン特定地区※）
- **【植栽の配置・規模】** 屋敷林がある場合、できる限り保全に配慮する。（牛久市：遠山地区、結束地区※）

※景観形成重点地区

5 色彩に関する景観形成基準の例

●色彩基準の傾向や留意点

- ・景観形成の目的・方針 : 色彩は街並みや建物などを印象づけ、景観に与える影響の大きいものです。周辺景観と調和しつつ、にぎわいや落ち着きある景観の創出、自然や歴史への配慮など、地域の景観形成方針に沿って使用可能な色彩や使用を避けるべき色彩などが定められています。**※色彩基準はほとんどの事例で定められています。**
- ・誘導を図る対象 : 建築物の外壁や屋根の色などが対象となります。なお、誘導の基本となるのは塗装色であり、木材、石材、焼物、コンクリート、金属、ガラスなどの素材色はそのものの色を活かすような基準が多くみられます。
- ・特に考慮すべき項目 : 景観形成基準は、可能な限り定量的に定めることが望まれています。特に**色彩に関しては、大多数の事例がマンセル値を用いた定量的な基準を定めています。**さらに、定性的な基準で色彩景観の理念的な内容を示し、それをマンセル値で具体化する例もあります。



幕張ベイトウン
(千葉市)

【定性的な基準】“周辺景観と調和する色彩“などの表現で定性的に定める例
 【定量的な基準】マンセル値を用いて定量的に定める例

また、景観計画区域全域を一律の基準で定める例のほか、地域区分に応じてふさわしい色彩基準を定める例も多くみられます。

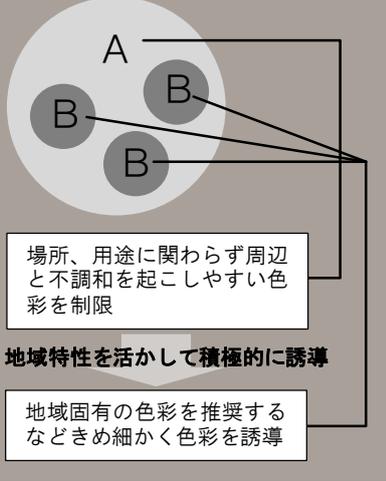
なお、市町村や地域のテーマカラーなどは、鮮やかすぎるなど地域の建築物等で使われている色にはそぐわない場合も多いため、使用については、街並みや周囲の景観にあわせて十分に検討する必要があります。

《色彩基準検討の流れの例とポイント》

1) 地域の景観の色を把握する

- ・色彩の基準を設定する際には、**地域の建築物や自然の色との調和、地域固有の色彩に配慮**することも必要です。
- ・実際に地域の建築物等の色彩を調査・確認して、それらとの調和やよく利用されている色に配慮した基準を設定している例も多くみられます。地域に馴染みのある色や地域の景観を乱す不調和な色などが調査されています。

2) 色彩誘導の方向性を考える



- ・色彩の基準の基本的な考え方としては、以下の2つがあげられます。地域毎の特性に応じた基準を設定し、より地域の個性をひきだす色彩誘導を行うことが望まれます。

A 景観阻害色の除去

現状の街並みや自然の色彩と著しく対比する原色（高彩度）や蛍光色の使用は避けるなど、**景観を大きく損なう、使ってはいけない色彩を制限**します。

B 地域特性を活かした色彩誘導

地域の街並みで多く使われている色や景観形成を図るために望ましい色など、**地域の色彩特性を踏まえて推奨する色彩をきめ細かく誘導**します。

※Bの地域特性によっては、Aの範囲を超えた基準を設定する場合もあります。

- ・地域の景観に関する意識の醸成を図りながら、地域固有の特性を活かした色彩を誘導する取組を増やしていくことが重要です。

3) 色彩基準を設定する



- ・色彩基準を定量的に定める場合には、地域の景観の色に配慮しつつ、地域の景観形成の方針に応じて、色相・明度・彩度の範囲を検討します。
- ・**地域区分に応じて色彩基準を定めたり、景観形成重点地区等の景観形成を重点的に推進する地区などでは基準を強化**するなど、地域の特性を活かした誘導を行う例が多くみられます。

1) 地域の景観の色を把握する

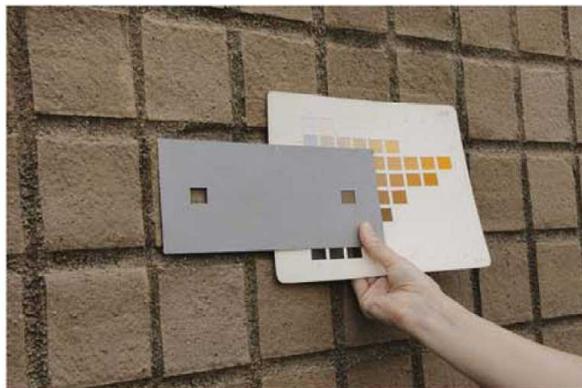
基準値の設定にあたっては、地域の基調となっている色や不調和を起こしている色
を把握するために、建築物等の色彩調査を行う例があります。

《地域の色彩を調査して色彩基準を設定》

- ・基礎調査として、建築物の外観の色彩調査を実施し、マンセル記号で数値化し整理することで、地区の色彩の特徴を把握し、地区特性を反映した色彩基準を検討するための資料としています。

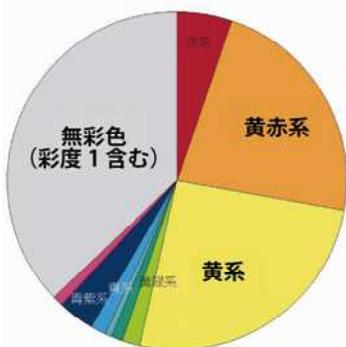
【浦安市の例】

- ・浦安市では都市計画基礎調査において、調査項目のひとつに「建築物の色彩」を加え、市内全域の建築物について外壁基調色をマンセル表色系により調査・把握しています。
- ・調査の結果、全建築物の7割以上は黄赤系や黄系などの暖色系の色彩で、さらに、明るく（明度が高く）、穏やかな（彩度が低い）色彩が基本となっていることが分かっています。
- ・この調査結果を基に、市内の色彩基準を設定しています。

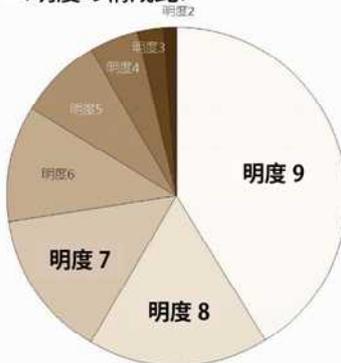


浦安市では、市内全域の建築物全棟（23,834棟）を調査し、色相・明度・彩度の傾向を把握しています。

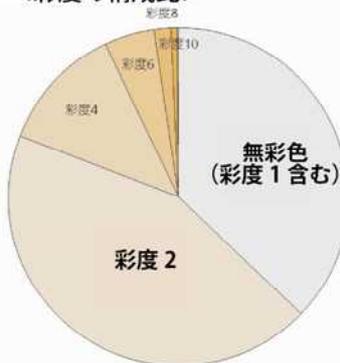
＜色相の構成比＞



＜明度の構成比＞



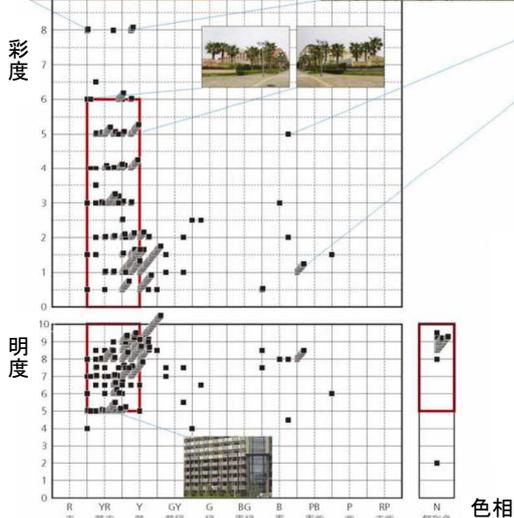
＜彩度の構成比＞



市内の既存の建築物の色相・明度・彩度の構成比（調査結果）



景観重点区域としている新町ゾーンにおいても、調査結果に基づき、現状でほとんど用いられていない色彩を制限して、海岸リゾートの雰囲気になじむ色彩を誘導しています。



《新町ゾーンの建築物の色》

- ・明度5以上の色彩を基調とするものがほとんど
- ・暖色と無彩色を基調とするものが9割程度
- ・彩度6以下の色彩を基調とするものがほとんど

新町ゾーン（景観重点区域）の建築物の色相・明度・彩度（調査結果）（以上出典：浦安市景観計画参考資料）

2) 色彩誘導の方向性を考える

色彩誘導の方向性としては、参考とした事例からは主に、景観阻害色を除去する定め方と地域特性を活かした色彩誘導を図る2つの方向性があります。

●色彩誘導の傾向

- ・色彩基準は、一般的に周辺の景観になじまない景観阻害色を除外する定め方が多くみられますが、**景観形成重点地区等の重点的に景観形成を図る地区などでは、現状の建築物等の色彩調査や住民等との合意形成を図りながら、地域固有の色彩を活かしたきめ細かな誘導を図る例**がみられます。
- ・マンセル値を用いて定量的に定める場合でも、特に原色などの景観阻害色を除去したり、街並みと調和することなどを分かりやすく伝えるために、定性的な表現とあわせて定められる例があります。

A. 景観阻害色を除去する定め方の例

現状の街並みや自然の色彩と著しく対比し、景観の秩序や連続性を阻害する色彩の使用を制限する例
(色彩景観のベースを整える)

【定性的な基準例】

- 外壁・屋根等の色彩は、鮮やかすぎる色(高彩度色・原色)の使用を避ける例があります。
- 外壁・屋根等の色彩は、落ち着いた色彩で周辺との調和に配慮したものとする例があります。

【定量的な基準例】

- 景観を阻害する色彩を除いた使用可能な範囲を定める例があります。

〈建築物外壁の基調色の使用可能範囲〉 (市原市／全市共通基準の例)

景観を阻害する色彩を除外

色相	明度	彩度
N (無彩色)	4以上	—
R (赤) の色相	—	4以下
YR (黄赤) の色相	—	6以下
Y (黄) の色相	—	4以下
GY (黄緑), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (青紫), P (紫), RP (赤紫) の色相	—	2以下

(出典：市原市景観計画)

地域特性を活かして積極的に誘導

B. 地域特性を活かした色彩誘導例

Aの景観阻害色を除去するだけではなく、地域の街並み等でよくみられる色を活かすなど、より積極的に色彩景観の形成を誘導する例

【定量的な基準例】

- 地域を区分し、景観阻害色を除去するだけではなく、きめ細かな調査に基づき、これまでに形成された街並みの色彩を活かしたり、新旧の集合住宅が調和した美しい街並みを形成するために、市全域よりも積極的な基準を定めている例があります。
- 松戸市では、色彩調査に基づき、一般市街地、商業系市街地、工業系市街地の既存の色を活かした誘導を行うための色彩基準を設定しています。
- 柏市などのように、より地域にふさわしい色彩を誘導するために、おすすめの色を紹介する例もあります。

〈建築物外壁の基調色の使用可能範囲〉 (松戸市／一般市街地の基準の例)

現状の地域の色を踏まえて、合意を得ながら設定

色相	明度	彩度	備考
R(赤)系	8.0以上	1.0以下	※
	3.0以上 8.0未満	2.0以下	
YR(黄赤)系 5.0YR~5.0Y	8.0以上	2.0以下	※
	3.0以上 8.0未満	4.0以下	
YR(黄赤)系 0.0YR~4.9YR Y(黄)系 5.1Y~9.9Y	8.0以上	2.0以下	※
	3.0以上 8.0未満	3.0以下	

(出典：松戸市景観計画)

※ 樹林地などの近接地では避ける。

特に推奨する色を紹介

〈推奨する色彩〉 (柏市／住宅系地域の例)

● おすすめの色彩例 記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています

●高明度・低彩度色	10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	2.5Y9.0/1.0 [22-90B]	2.5Y8.5/1.5 [22-85C]	5.0Y9.0/0.5 [25-95A]	N9.0 [N-90]
	10YR9.0/1.0 [19-90B]	10YR8.5/1.5 [19-85C]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	5.0Y8.5/1.0 [25-85B]	N8.5 [N-85]
●中明度・低彩度色	5.0YR7.0/1.0 [15-70B]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	5.0Y7.0/1.5 [25-70C]
	5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5.0Y7.5/1.5 [25-75C]	N7.5 [N-75]
	5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	10YR7.5/1.0 [19-75B]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70H]	5.0Y7.0/1.5 [25-70C]	N7.0 [N-70]
●中明度・中彩度色	7.5YR7.0/4.0 [17-70H]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR6.0/4.0 [19-60H]	2.5Y7.0/4.0 [22-70H]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]	2.5Y5.0/4.0 [22-50H]

※色見本は、印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは若干異なります。

(出典：柏市景観計画)



暖色系・低彩度色が基調になっている街並み (出典：松戸市景観計画)

3) 色彩基準を設定する

色彩基準では、基準を定性的もしくは定量的に定める例、さらに両方を組み合わせて基準を定める例などがあります。

●色彩基準設定の傾向

- 参考とした事例の約9割程度がマンセル値を用いて定量的な基準を定めており、定性的な基準のみを定めている事例は1割程度です。
- 地域の色彩景観として目指している街並みの連続性や自然との調和など（定性的な基準）を実現するには、どのような色がふさわしく、望ましくないのか考え、**具体的な色彩範囲を定量的に定めることを検討する**必要があります。
- 基準を定量的に定める場合でも、言葉による定性的な基準と組み合わせることにより、**数値の背景にある色彩の考え方を明らかにしたり、数値で表現できない近隣の建築物等や景観資源との協調など、数値基準を満たすだけでは実現し得ない色彩景観の充実を図る**例もあります。

a. 定性的な色彩基準の例



地域区分		●代表的な色彩基準の例
全地域共通		<input type="checkbox"/> 周辺の建築物や街並み、自然等との調和のとれた落ち着いた色彩とする。 <input type="checkbox"/> 周囲から突出し圧迫感が強い彩度の高い色彩（原色）を避ける。
商業地	商業・業務地	<input type="checkbox"/> 隣接する建築物等と色調をあわせたり共通性のある色彩を用いるとともに、配色のバランスに留意する。 <input type="checkbox"/> 特に低層部はにぎわいの演出に配慮した色彩を基調とする。
	商店街	<input type="checkbox"/> 隣接する建築物等や街並みと調和した色彩とし、街並みの連続性に配慮する。
	沿道型商業地	<input type="checkbox"/> 周辺の建築物等や沿道景観との調和のとれた色彩とし、道路等からの眺めに配慮した色彩とする。
住宅地	低層住宅地	<input type="checkbox"/> 彩度の高い色彩（原色）を避け、周辺の建築物等や自然環境、自然素材色との共通性のある色彩を基調とする。
	中高層住宅地	<input type="checkbox"/> 彩度の高い色彩（原色）を避け、街並みや一団の建築物相互の調和のとれた色彩とする。
	複合市街地	<input type="checkbox"/> 彩度の高い色彩（原色）を避け、色使い等により適度な分節を図るなど、隣接する建築物等や街並みとの調和のとれた色彩とする。
	集落地	<input type="checkbox"/> 彩度の高い色彩（原色）を避け、街並みや自然、眺望に配慮した色彩とする。
工業地		<input type="checkbox"/> 彩度の高い色彩（原色）や明度の低い暗い色は避けたり、色使い等により適度な分節を図るなど、圧迫感や威圧感を軽減するよう配慮する。
地域特性活用	歴史的街並み	<input type="checkbox"/> 地域の歴史や文化、伝統に配慮した落ち着いた色彩とする。
	自然景観地	<input type="checkbox"/> 彩度の高い色彩（原色）は避け、周辺の自然との調和に配慮した色彩とする。 <input type="checkbox"/> 自然素材や伝統的な素材と調和する色彩とする。



派手な色を抑え品格の中にもにぎわいが感じられる商業地



豊かなみどりに彩られた穏やかな色調の住宅地



木材などの自然素材が周囲のみどりと調和した民家

（以上写真出典：柏市景観計画）

さらに地域の特徴を活かした誘導を行う

●具体的な景観形成基準（事例）

- 【商業地・沿道型商業地】低層部と中層部の道路からの見え方の違いを意識し、色調や素材を使い分けたり、壁面の位置の連続性に配慮するなどにより、連続性のある街並み景観の形成を図る。（目黒区・幹線道路等沿道）
- 【住宅地・低層住宅地】建築物の外壁の基調色は明度3以上とし、極力高明度を使用するものとする。（鎌倉市・海浜住宅地区域）
- 【住宅地・中高層住宅地】暖色主体の景観に配慮し、寒色系の色彩は極力避ける。（浦安市）
- 【歴史的街並み】努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ち着いたものとする。また、自然材料以外の場合の色彩はクリーム色、ベージュ色、茶色、白色又は灰色とする。（那須町）
- 【自然景観地】県道305号江ノ島に面する建築物の建具の色彩は、焦げ茶色又は黒色系とする。ただし、木製建具については、素地色又は素地に近い色彩とする（藤沢市・江の島特別景観形成地区※）

※景観形成重点地区

b. 定量的な色彩基準の例

色彩の定量的な定め方（マンセル表色系）

色彩に関する景観形成基準を定量的に表現するために、多くの景観計画では「マンセル表色系」を用いています。

●色の表示方法

赤や青、黄などの色名による表現はとらえ方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、色の表示方法の一つに JIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」があります。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相(色合い)」、「明度(明るさ)」、「彩度(鮮やかさ)」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

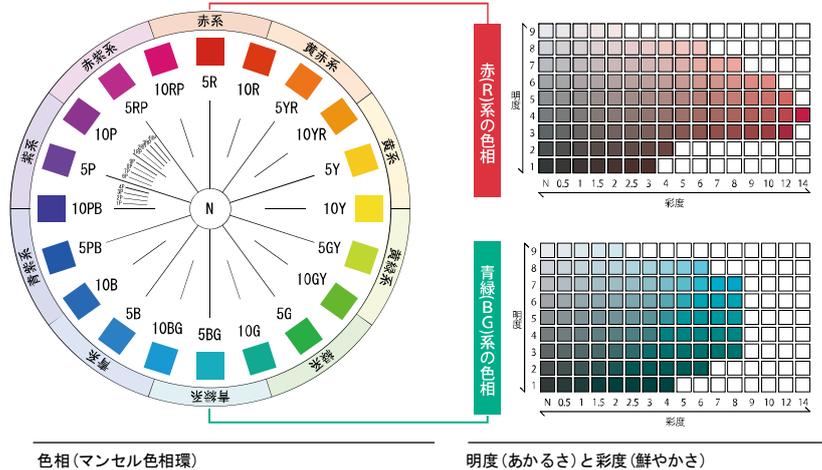
●**色相**は、色合いを表します。10種の基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせて、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

●**明度**は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には最も明るい白で明度 9.5 程度、最も暗い黒で明度 1.0 程度です。

●**彩度**は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青は8程度です。

●**マンセル値**は、これらの属性を組み合わせて表記する記号です。有彩色は、7.5R4/14のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色はN4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。

(文章は東京都景観色彩ガイドラインを参考に作成)



※マンセル値は近似値を示している。

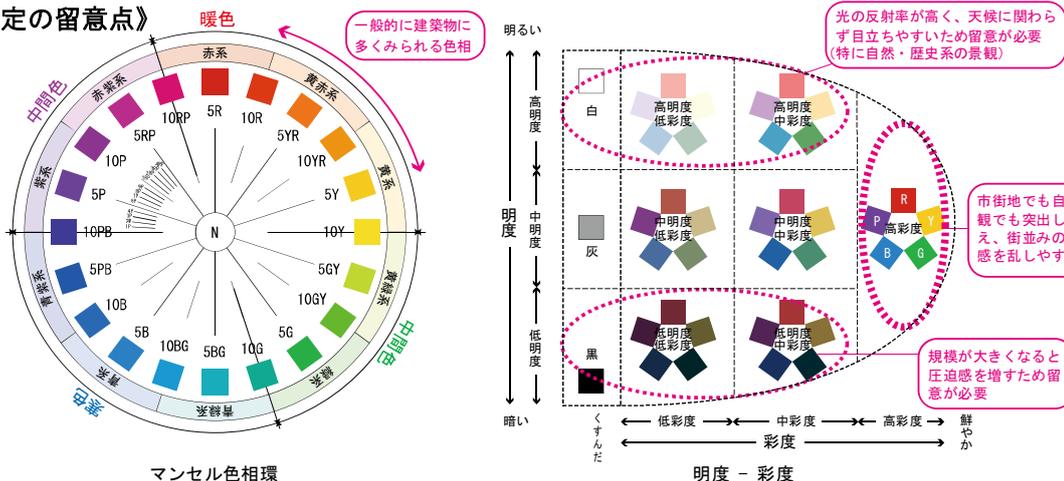


マンセル値を用いた色彩基準設定の留意点

色彩の特徴を踏まえて、使用を制限する色、使用可能な色を検討する必要があります。

- ・ **彩度の高い色(原色)**は周辺の景観から突出して見えるため、多くの事例で使用が制限されています。
- ・ **明るすぎる色(高明度)、暗すぎる色(低明度)**は周辺の景観特性によっては、**なじまない場合がある**ため留意が必要です。
- ・ より地域特性を活かした景観形成を図るためには、**色彩の調査などに基づき地域固有の色彩を抽出し、きめ細かな基準を検討することが必要**です。

《色彩基準設定の留意点》



地域の特性に応じた色彩基準の例

【P18のA(景観阻害色の除去)がB(地域特性を活かした景観誘導)に至る制限】

地区の景観形成の方針に沿った色彩を誘導するために、明度や彩度を細かく設定する事例があります。

●地域特性に応じた色彩基準の傾向

- ・参考とした事例の約3割程度が、地域を区分しそれぞれの地域の特性に応じた色彩基準を定めています。
- ・景観形成重点地区等の重点的に景観形成を推進する地区においては、その他の地区に比べて使用可能な色彩範囲を制限するなど基準を強化する例があります。

①地域の特性に応じて色彩基準を設定する例

商業地や住宅地、工業地、歴史的街並み、自然景観などの地域区分に応じて基準を設定する例があります。



安易に地域のイメージだけで明るい色、暗い色などを指定すると、現状の色にそぐわない場合もあります。
現状の建物等の色彩調査に基づいて検討することが重要です。

〈定性的な基準〉

【商業地】活気と風格を両立した街並み景観の形成

【住宅地】街並みを継承する暖かく落ち着いた色彩とし、彩度の高い色彩は使わない

【工業地】威圧感を軽減する明るく親しみやすい色彩

【自然】自然景観となじみ落ち着いた色彩

【水辺】海岸の開放感のある景観を創出する色彩

【歴史】“歴史”や“伝統”に配慮した色彩

〈設定の考え方例〉

明度および彩度を比較的幅広い範囲から選択させる例

軽い印象になりすぎず中明度以上の彩度を低く抑える例

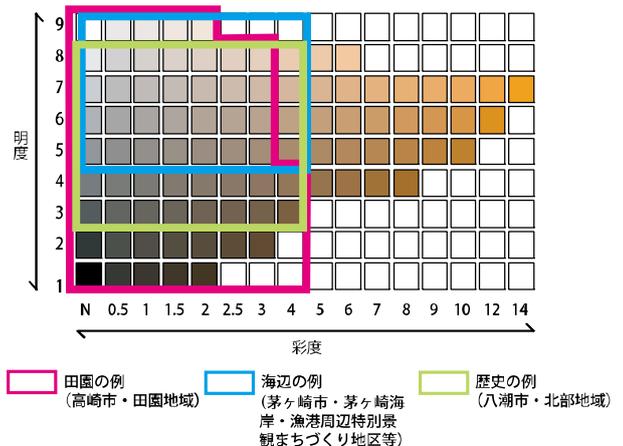
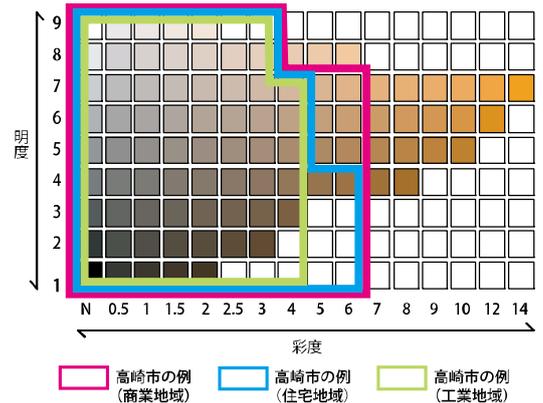
華やかな印象を与えないよう彩度を低く抑える例

自然の中で目立つ、極端に高明度や低明度、高彩度の色を避けて、緑を引き立てるような例

海辺の自然の景観になじむように、高彩度色や暗い印象の低明度色を避けるような例

木材や石など伝統的な材料が多いため、高彩度や明るすぎる高明度色を避けるような例

〈外壁の基準例 Y R (黄赤) の場合〉



②重点的に景観形成を推進する地区を定めて色彩基準を強化する例

景観形成重点地区等の重点的に景観形成を推進する地区では、地区の景観にふさわしい色彩を誘導するために、一般地区よりも明度や彩度の制限を強化する例があります。

【浦安市／新浦安駅周辺景観重点区域、新町ゾーン景観重点区域】

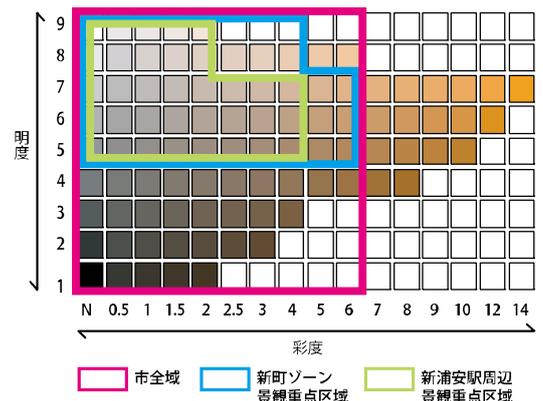
建築物の外観の色彩調査結果に基づき、地区の景観を維持・向上させる色彩の範囲を設定しています。

●市全域：街並みの連続性等を阻害する彩度の高い色を制限

●景観重点区域：地区の特性を踏まえて色彩を制限

- ・色相：現状の暖色系主体の色彩を維持するため、寒色系を制限
- ・明度：駅前や海浜リゾートにふさわしい明るく開放的な景観とするために、現在の建築物でほとんど用いられていない暗い色彩を制限
- ・彩度：現状の彩度を基本としつつ、高明度の中彩度色（パステルトーン）を制限

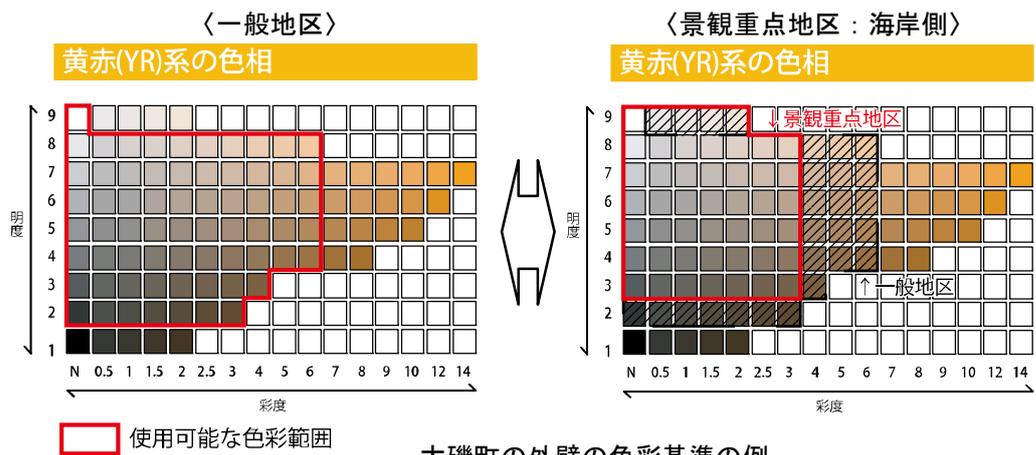
〈外壁の基準例 Y R (黄赤) の場合〉



浦安市の色彩基準の例

【大磯町／景観重点地区・海岸側】

海岸線とクロマツ林の白砂青松の景観の保全や港らしい明るさを表現するために、一般地区より彩度を低くおさえ、かつ低明度の使用を制限しています。



大磯町の外壁の色彩基準の例

③地域特性や景観形成の方針を踏まえて、色彩を積極的に誘導する例

現状の建築物の色彩景観を維持したり、景観形成の方針に沿った景観形成を行うため、より積極的に色彩景観の形成を誘導するルールを定める例があります。

こうした積極的な誘導を行う場合には、建築物等の色彩調査により現状の地域の色彩の特徴を踏まえて、住民や事業者、関係機関との調整を行い、合意を得ながら検討を進める必要があります。

【藤沢市／湘南C-X(シークロス)特別景観形成地区】

一団の開発地において、立地する建築物の機能や周辺環境を踏まえ、街区としてのまとまりに留意しながら、壁面の色彩基準をきめ細かく設定しています。



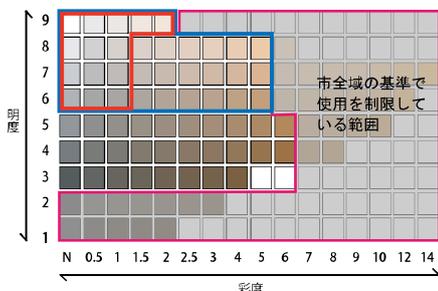
色彩基準に沿って建てられた商業施設や街並み
(写真：吉田慎悟)

〈湘南C-X(シークロス)特別景観形成地区の基準の一部〉

■複合都市機能ゾーン

(商業・業務・サービス・アミューズメント等)
: C-Xの玄関として、賑わいや暖かみを感じさせ、他地区より印象度のある空間を創出

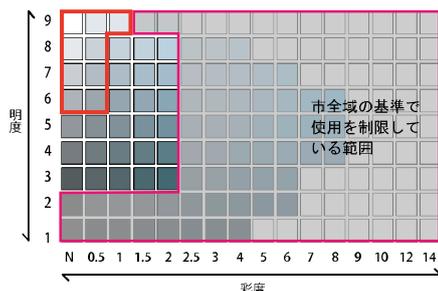
黄赤(YR)系の色相



基調色 (3階以上)の適用範囲
界隈色 (2階以下)の適用範囲 (YRの場合)

■広域連携機能+医療健康増進機能ゾーン
: 公共性の高い施設のため、色彩を目立たせず、どのゾーンとも調和のとれる中立的な白に近い無彩色系を採用

青(B)系の色相

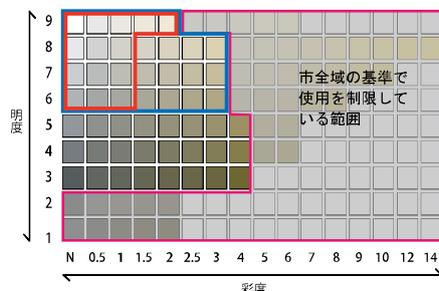


基調色の適用範囲

■複合都市機能ゾーン

(住宅・サービス機能等)
: 複合都市ゾーン(商業・業務・サービス・アミューズメント等)を引き立てるため、同ゾーンよりも明度を高く、彩度を低くし空間を区別する

黄(Y)系の色相

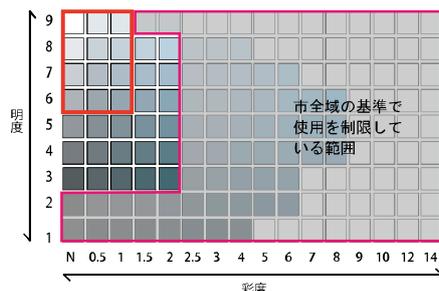


基調色 (3階以上)の適用範囲
界隈色 (2階以下)の適用範囲 (YRの場合)

■産業関連機能ゾーン

: 複合都市ゾーン(商業・業務・サービス・アミューズメント等)を引き立てるため、同ゾーンよりも明度を高く、彩度を低くし空間を区別する

青(B)系の色相



基調色の適用範囲

藤沢市の外壁の色彩基準の例

c. さまざまな色彩基準の事例

【P18 の B（地域特性を活かした色彩誘導）のさまざまな方法の例】

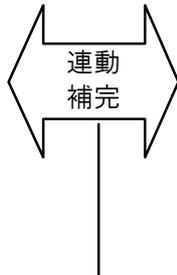
定性的基準と定量的基準の連動・補完

定性的な基準と定量的な基準を組み合わせることにより、数値の背景にある色彩の考え方を明らかにしたり、数値で表現できない近隣の建築物等や景観資源との協調など、数値基準を満たすだけでは実現し得ない色彩基準の充実に図る例があります。

【浦安市／新浦安駅周辺景観重点区域における色彩基準の例】

〈定性的な基準〉

- 建築物や工作物の色彩は、**暗い色彩や高彩度色（原色）などの使用を避け、周辺との調和に配慮されたもの**とし、次の表に示す基準の範囲内とする。
- 暖色主体の景観に配慮し、**寒色系の色彩は極力避ける**。
- ※巻末の**参考資料（色彩基準の考え方）**を参照のこと。



※定量化している内容
※定量的基準を補完する内容

〈定量的な基準〉

マンセル値による基準

色相区分	明度区分		彩度の上限	備考
	8.0以上	5.0以上 8.0未満		
YR系 （土壌・瓦葺き屋根の表相）	0.0YR (10R) ~ 4.9YR	8.0以上	2.0以下	使用不可
		5.0以上 8.0未満	4.0以下	
		5.0未満	—	使用不可
	5.0YR ~ 9.9YR	8.0以上	2.0以下	
	5.0以上 8.0未満	4.0以下		
Y系 （土壌・瓦葺き屋根の裏相）	0.0Y (10YR) ~ 5.0Y	8.0以上	2.0以下	使用不可
		5.0以上 8.0未満	4.0以下	
		5.0未満	—	使用不可
	5.1Y ~ 9.9Y	8.0以上	1.0以下	
	5.0以上 8.0未満	1.0以下		
出現頻度が低いその他の色相	8.0以上	1.0以下	—	使用不可
	5.0以上 8.0未満	1.0以下	—	
無彩色	8.0以上	0	—	使用可
	5.0以上 8.0未満	0	—	
	5.0未満	—	—	

推奨する色相 特におすすめの色相
※濃度は、小数点第二位を四捨五入して算定。
参考資料で推奨する色相を紹介



数値のみの色彩基準は、分かりやすい反面、**適不適のみの判断になりがち**です。そのため、**定性的な基準と定量的な基準を連動させたり、相互に補完させて定める**ことが有効です。

建築物に応じたきめ細やかな基準例

特に重点地区や大規模な建築物等の影響が懸念される地区では、壁面の面積や高さに応じた基準を設定している例があります。

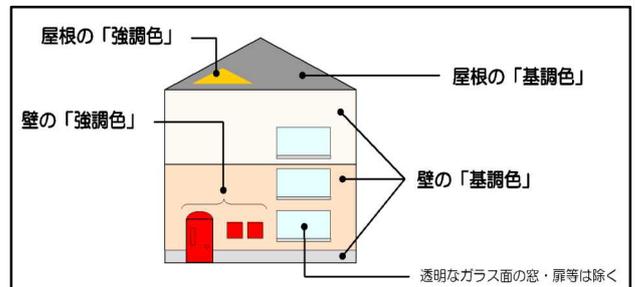
《面積比に応じた基準の設定》

届出対象に応じて面積配分による基準を設定する例があります。景観に影響が大きい大面積ほど色彩を限定的にしています。

【三郷市の例】

外壁と屋根色それぞれに、面積に応じた基準を設けています。

- ①基調色：外壁の4/5以上 …マンセル値で使用可能な範囲を規定
- ②強調色：外壁の1/5未満 …定性的な基準を定めて誘導



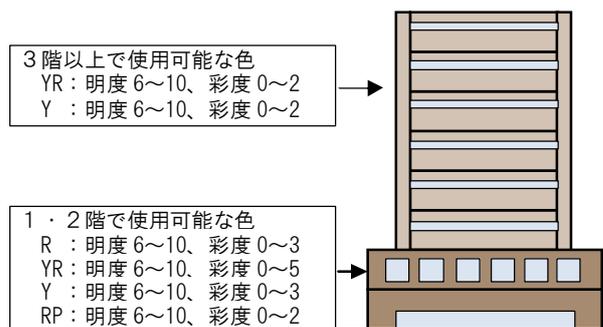
壁面の面積に応じて色彩基準を設定した例
（出典：三郷市景観計画）

《壁面の高さに応じた基準の設定例》

中高層建築物は景観のなかで目立つ存在であるため、低層部と中・高層部に分けて基準を設定する例があります。

特に低層部は街並みの統一感やにぎわいに配慮して明度・彩度を比較的広めに設定し、中・高層部は色相を絞り背景に溶け込みやすい低彩度・高明度に限定する方法などがあります。

- 【藤沢市の例】重点地区において、2階までと3階以上で基準を設定
- 【水戸市の例】大規模建築行為に対して、高さ45m内外で基準を設定



階数に応じて基準を設けた例
（藤沢市・湘南C-X(シークロス)特別景観形成地区の例）

d. その他施設の色彩基準の事例

屋外広告物の色彩基準

よりよい色彩景観を形成するには、建築物だけではなく、景観に影響の大きい屋外広告物等の色彩もあわせて考える必要があります。

《屋外広告物の色彩基準の例》

屋外広告物は目をひかせるために華やかな色が使われがちで、街並みを乱す可能性があります。屋外広告物についても、街並みとの調和や掲出する建築物の外壁との調和に配慮した色彩を用いる基準を定めている例があります。



(出典：船橋市景観計画)

【流山市・つくばエクスプレス沿線整備区域および新川耕地区域の例】

良好な景観を阻害する原色、蛍光塗料及び発光塗料を避け、表示面積の1/2以上の部分については、彩度を6以下とする。ただし、切り文字の場合は、この限りでない。

※屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）において定めている。

● 良好な景観形成のためのさまざまな色彩誘導の例

周辺との色彩調整による誘導

良好な街並みの形成を図るためには、定量的な基準を定めて誘導するだけではなく、建築物相互が地域の色彩に配慮し近隣の建築物の色と調整を行いながら、まちの色をつくっていくことが重要です。

《千葉市／幕張ベイタウンの例》

幕張ベイタウンでは、周辺の色彩調査に基づき周辺の色との連続性に配慮した色域を設定し、さらに、建築設計者相互で隣り合う住棟との色彩関係を調整し、地域の色を活かした統一感のある街並みを形成しています。



隣棟同士の色彩の見本を現場で確認しながら、具体的な色彩を調整している例
(写真：吉田慎悟)

隣棟間で色彩の調整を繰り返し行い、街並みの統一感をつくり出した例
(写真：吉田慎悟)

その他の施設の色彩誘導

《公共的施設の色彩誘導》

道路の付属物や電波塔等の工作物についても、周囲の景観に配慮した色彩を採用し、良好な景観形成に寄与することが求められます。

よりよい色彩景観を形成するには、建築物以外の色彩もあわせて考える必要があります。



住民、事業者、行政の協働により検討された街並みに配慮した地上機器（写真右下）の色彩
(出典：土浦市景観計画)